資料２

多田川流域水害対策計画の策定について（基本的考え方）

令和7年7月18日

国土交通省　東北地方整備局
北上川下流河川事務所

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

＜目　次＞

１．流域と河川の概要

（１）位置図

（２）多田川流域

（３）自然特性

（４）社会特性

（５）主要な洪水と治水事業

（６）氾濫解析による浸水要因分析

２．特定都市河川指定の概要

（１）検討の経緯

（２）特定都市河川の指定

３．計画の基本的事項（案）

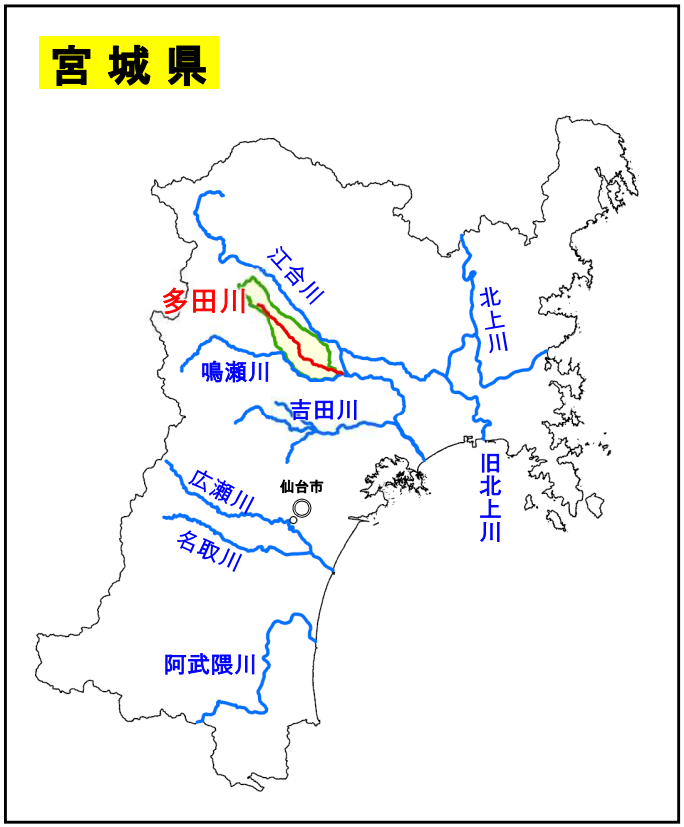
（１）計画に定める事項

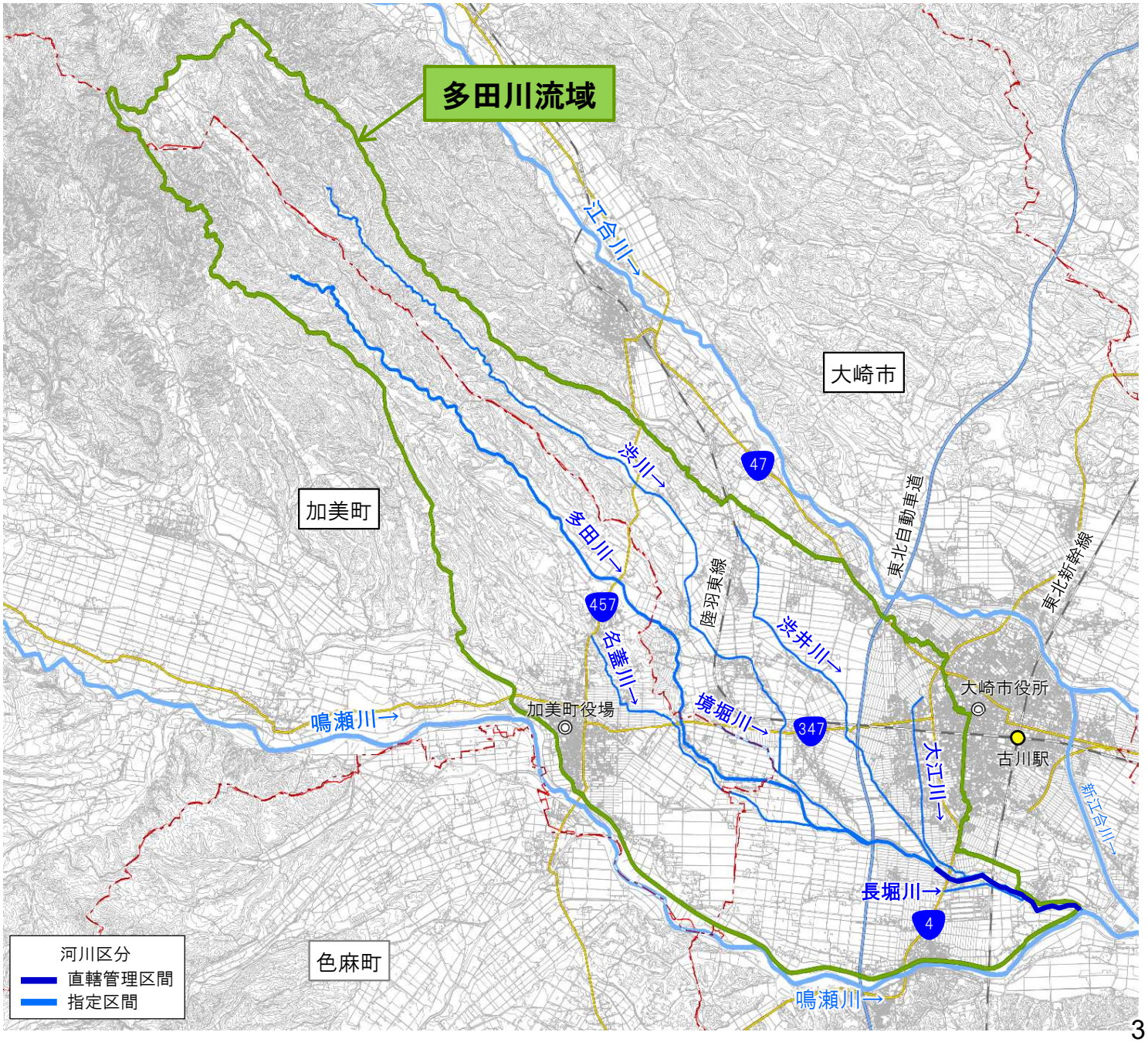
（２）浸水被害対策の基本的な考え方

（３）主な対策のイメージ

１．流域と河川の概要

（１）位置図





【流域諸元】

流域名称	多田川流域
流域面積	約126km^2
幹川流路延長	約35km
流域市町村	1市1町 （大崎市、加美町）

（２）多田川流域

・多田川流域は、鳴瀬川と江合川の2つの大きな河川に挟まれた細長い形状をしており、大崎市、加美町の2市町で構成されている。大崎耕土の中央に位置する流域で、中下流部は広大な水田地帯として農地整備が進んでいる一方で、排水不良の低平地が多い。
・多田川は、大崎市鳴子温泉の向山開拓地や鳥屋山（標高449m）をはじめとする標高400m程度の山地に源を発し、穀倉地帯である大崎耕土を南東に流れ、途中、名蓋川、渋川、渋井川、大江川等の支川を合流しながら流下し、大崎市三本木で鳴瀬川に合流する幹線流路延長約35km、流域面積約126km^{2}の一級河川である。

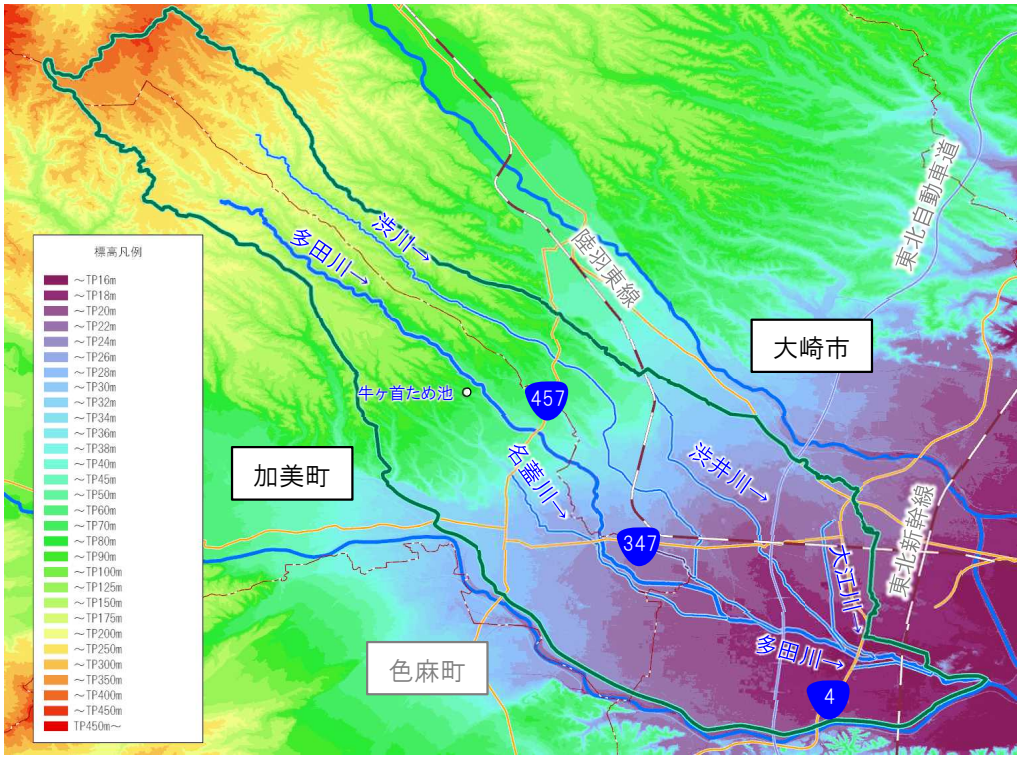


流域図

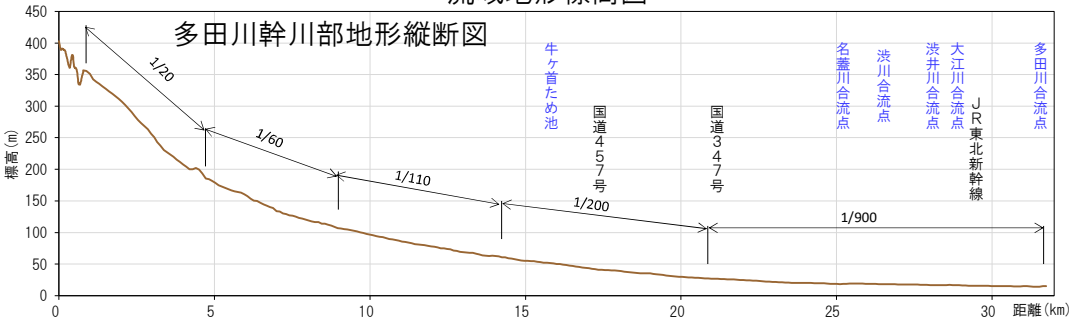
（３）自然特性

■流域地形

・多田川流域は北西部に鳥屋山等の山地が位置し、流域の南東に向かって標高が低下している。上流部は標高400m程度の山地であり、中流部では丘陵地帯、下流部では沖積平野が広がっている。多田川の現況河床勾配は約1/900程度となっている。

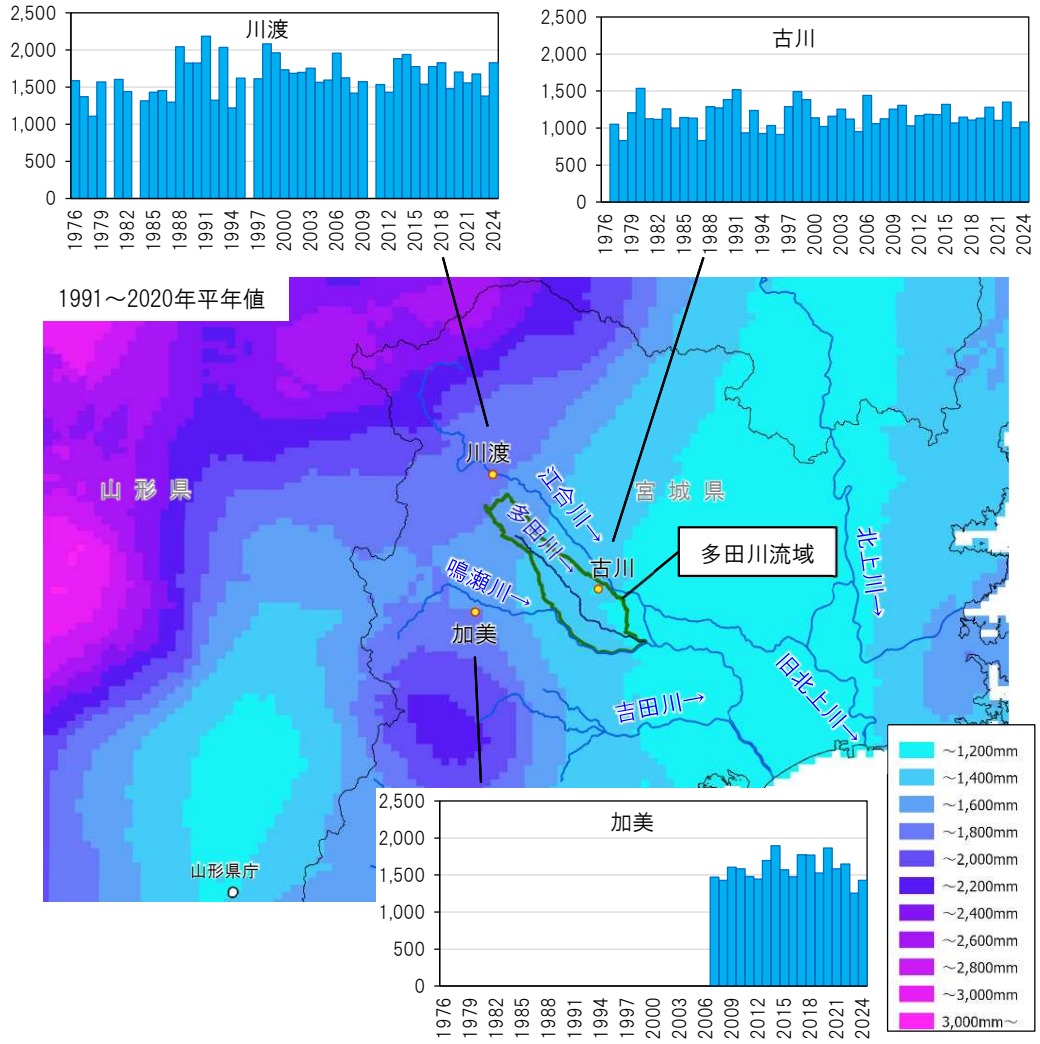


流域地形標高図



■気候

・多田川流域の気候は、夏季は比較的温暖であるが、冬季は零度を下回る日があり、上流の山間部では降雪量が多くなっている。
・年間降水量は、平地部概ね1,200mm、山地部概ね1,600mmで、全国平均（約1,700mm）よりやや降雨は少ない。

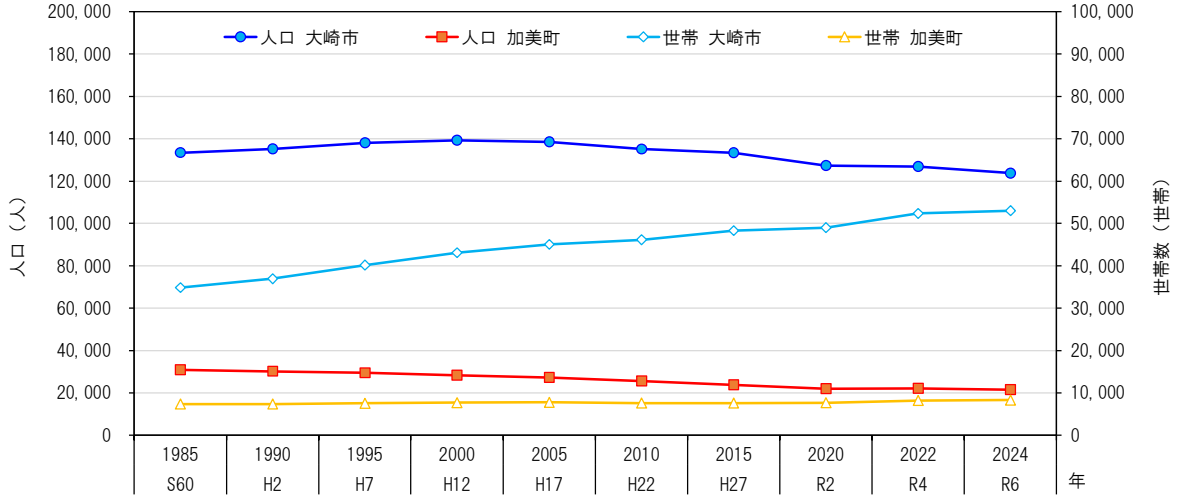


年降水量分布図および流域近傍雨量観測所の年間降水量経年変化

（４）社会特性

■人口

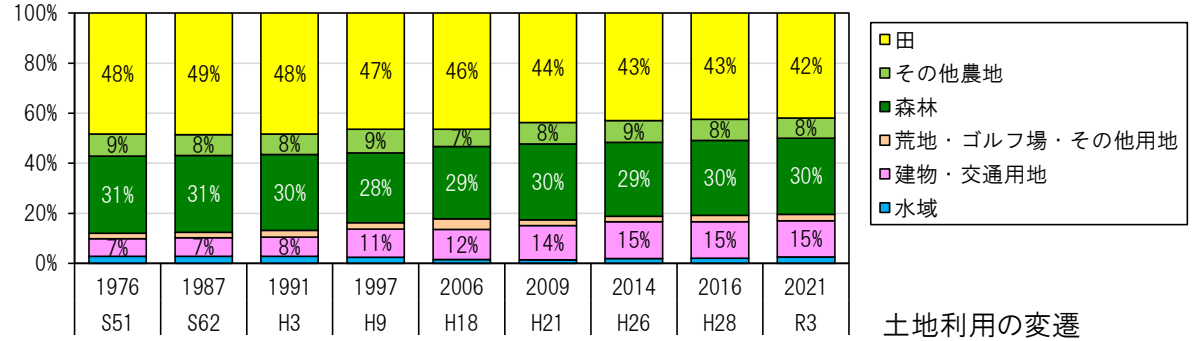
・大崎市の人口は平成12年を境に、加美町は平成2年から減少傾向にある。
・世帯数は、加美町では横ばい傾向となっているが、大崎市では増加傾向にあり、核家族化が進行している。



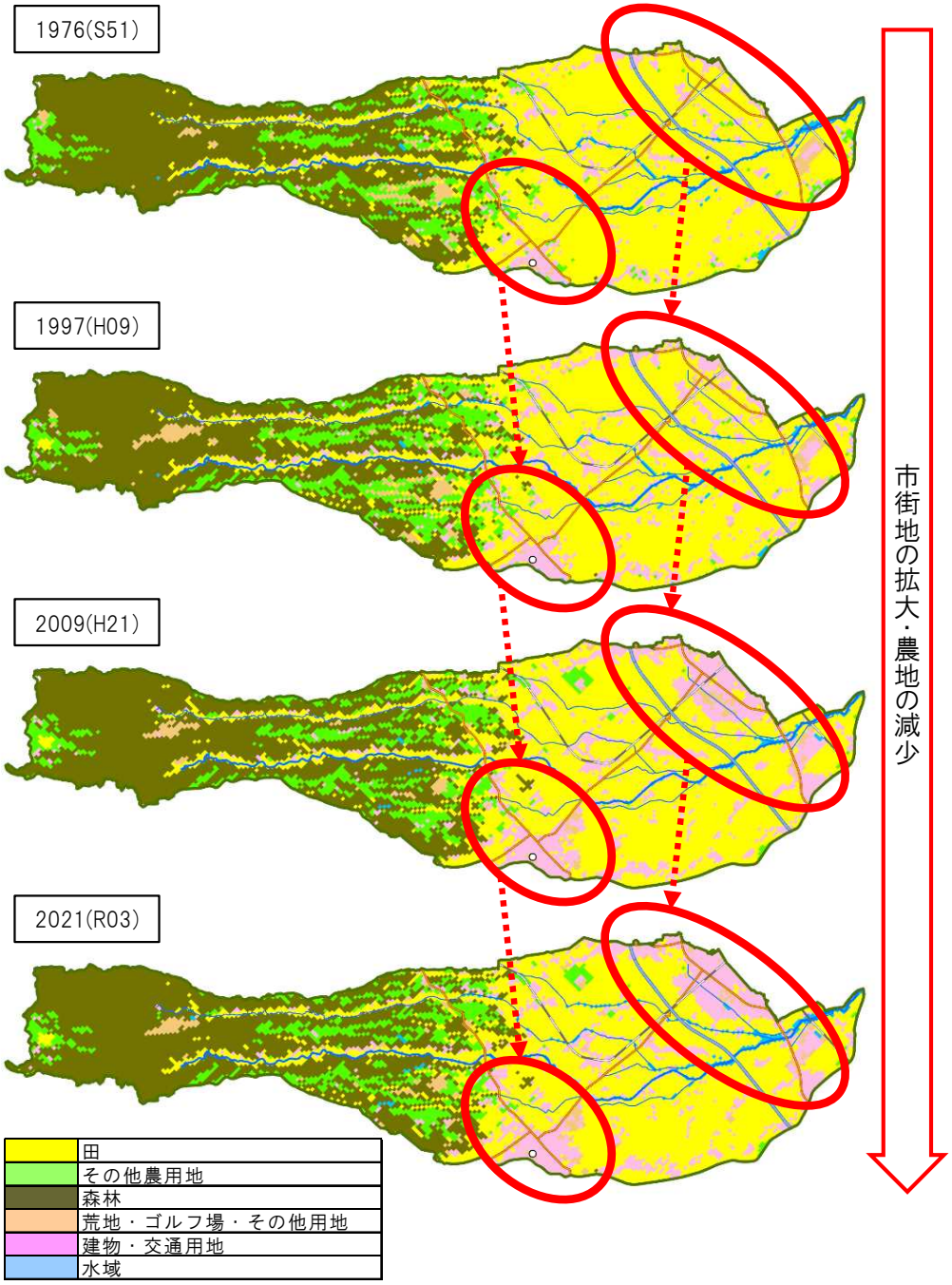
流域内市町村の人口･世帯数の推移

■土地利用

・上流部の山地･丘陵地帯に広がる森林が総面積の約30%、中下流部の水田を主とする農地が約50%、住宅等の市街地が約15%となっている。
・経年的には農地は減少傾向にあり、市街地は増加傾向にある。
・市街地は下流部の大崎市古川の市街地西側、加美町の中心市街が拡大しており、他に道路沿いに集落が点在している。



土地利用の変遷

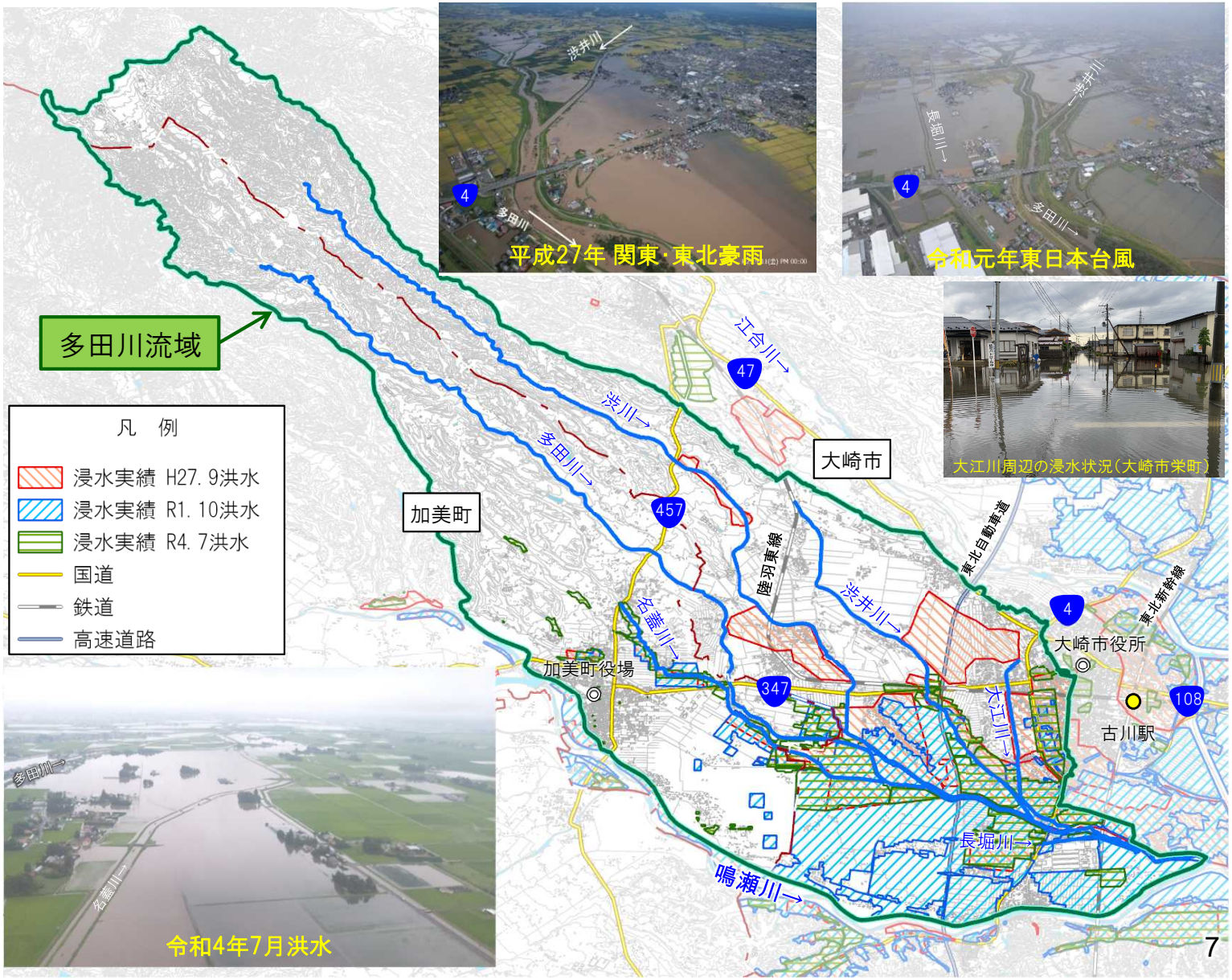


土地利用の変遷

（５）主要な洪水と治水事業

・近年も、平成27年9月関東・東北豪雨、令和元年東日本台風、令和4年7月洪水と、度々堤防決壊に至る洪水に見舞われ、甚大な被害が発生している。
・多田川流域における洪水要因のほとんどは、台風接近・通過に伴う降雨及び前線によるものである。
・鳴瀬川及び多田川の背水（バックウォーター）の影響による内水氾濫被害も多く発生している。

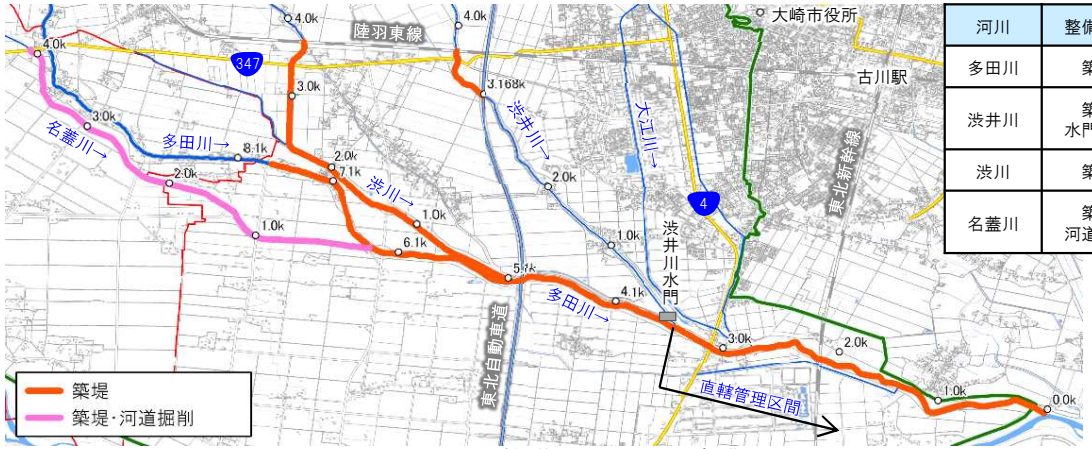
洪水発生年	主な被害	主な被災河川	被災要因
1969 昭和44年8月	浸水面積245ha 浸水家屋37戸 一般資産等被害 9.21（百万円）	多田川 名蓋川	内水
1986 昭和61年8月	浸水面積362ha 浸水家屋609戸	渋川、渋井川、名蓋川、大江川、境堀川	
2002 平成14年7月	浸水面積628ha 浸水家屋125戸 一般資産等被害 110.69（百万円）	多田川、渋井川、名蓋川、大江川、境堀川	内水
2015 平成27年9月 （関東・東北豪雨）	浸水面積494ha 浸水家屋462戸 一般資産等被害 2,944.33（百万円） 堤防決壊9箇所 （渋井川3箇所、渋川3箇所、名蓋川3箇所）	渋川、 渋井川、 名蓋川	堤防決壊 内水
2019 令和元年10月 （令和元年東日本台風）	浸水面積53ha 浸水家屋416戸 一般資産等被害 2,459.84（百万円） 堤防決壊4箇所 （渋井川1箇所、名蓋川3箇所）	渋井川、 名蓋川	堤防決壊 内水
2022 令和4年7月	浸水面積33ha 浸水家屋85戸 一般資産等被害 134.91（百万円） 堤防決壊3箇所 （名蓋川3箇所）	名蓋川、 大江川	堤防決壊 内水



（５）主要な洪水と治水事業

(1)鳴瀬川水系多田川圏域河川整備計画

・昭和61年8月豪雨を踏まえ、国道347号及びJR陸羽東線下流部において、10年に一度程度起こると予想される洪水に対する被害防止を目標した河川整備計画が平成13年7月に策定された。
・その後、令和3年9月には、平成27年関東・東北豪雨、令和元年東日本台風を踏まえ、渋井川へ排水機場整備などを定め、また令和5年11月には、令和4年7月の大雨を踏まえ、20年に一度程度起こると予想される洪水に対して浸水被害の防止、軽減を図ると定めた変更を行った。



河川	整備内容	整備延長
多田川	築堤	4.3km
渋井川	築堤 水門整備	0.6km 1門
渋川	築堤	3.6km
名蓋川	築堤 河道掘削	4.1km

多田川河川整備計画　治水事業メニュー

(2)大江川床上浸水対策特別緊急事業

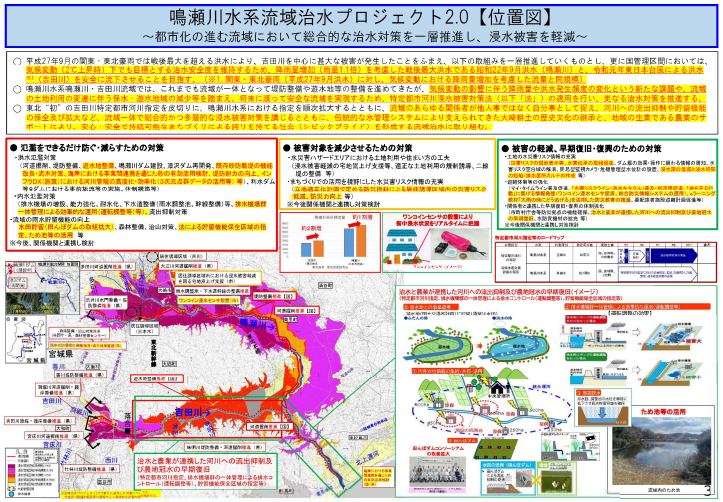
・「平成27年9月 関東・東北豪雨」で、大江川沿いで床上浸水61戸、床下浸水198戸と甚大な被害が発生したことから、捷水路未整備区間を早急に整備し、平成27年9月関東・東北豪雨と同規模の洪水に対し、床上浸水の解消を図る事業を実施した。

＜事業概要＞
○事業延長　L=1,000m
○事業内容
・捷水路整備
・橋梁工　４基
・ＪＲ函渠　１基
・分水施設（可動堰・水門）
・用地買収及び建物補償
○事業期間　平成２８年度～令和３年度
○事業費　約２６億円

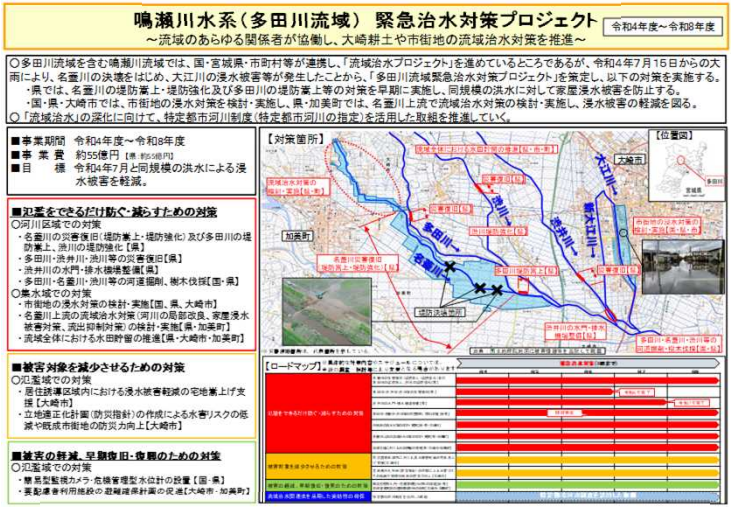


(3)鳴瀬川水系流域治水プロジェクト
鳴瀬川水系（多田川流域）緊急治水対策プロジェクト

・気候変動の影響を踏まえた流域治水プロジェクト2.0を令和7年3月に更新している。
・令和4年7月洪水と同規模の洪水に対する浸水被害の軽減を目標に、緊急治水対策プロジェクトを策定した。



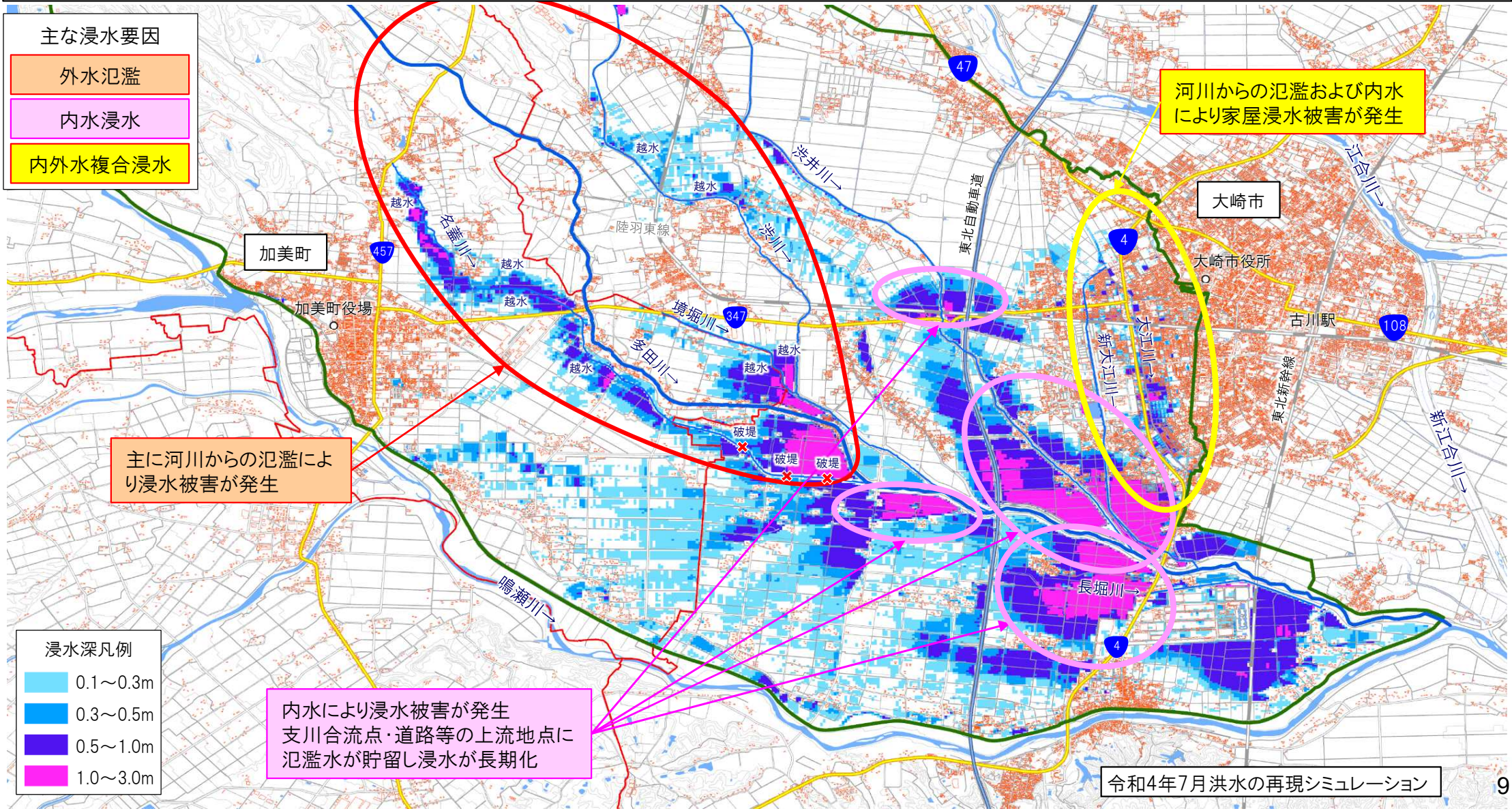
鳴瀬川水系流域治水プロジェクト2.0



鳴瀬川水系（多田川流域）緊急治水対策プロジェクト

（６）氾濫解析による浸水要因分析

・多田川上流部及び名蓋川、境堀川の沿川浸水は、河川からの氾濫（外水）による浸水が主たる要因となっている。
・大江川流域は河川からの越水氾濫と内水による浸水が重なり、家屋浸水被害が発生。
・上記以外の浸水被害は中下流部に集中し、浸水発生要因は主に内水浸水による。
・支川合流点・国道4号で分断される箇所で浸水深が大きくなり、浸水が長期化する傾向がみられる。



令和4年7月洪水の再現シミュレーション

2. 特定都市河川指定の概要

（１）検討の経緯

平成27年9月　関東・東北豪雨

9月8日昼から9月11日昼にかけて雨が降り続き、仙南、仙台、大崎地域を中心に大雨となり、渋井川、渋川、名蓋川の堤防が決壊するとともに、古川市街地等の平坦な低平地で広範囲にわたり浸水被害が発生した。



令和元年東日本台風

前線の影響で降り始めた雨が、台風19号の接近で猛烈な雨となり、渋井川、名蓋川で堤防が決壊するとともに、平坦な低平地で広範囲にわたり浸水被害が発生した。



令和4年7月洪水

前線の影響で7月15日から大雨となり、名蓋川の堤防が決壊したほか、平地部の降水量が大きく、古川市街地等の平坦な低平地で広範囲にわたり浸水被害が発生した。



多田川流域治水部会

令和4年7月洪水を受けて、鳴瀬川等流域治水協議会の下に、多田川流域における流域水害対策を検討することを目的に設立した。
緊急治水対策プロジェクトを策定し、その後、法的枠組みのもと「流域治水」を強く推進するため、特定都市河川の指定について令和6年11月に合意を得た。



江合・鳴瀬・吉田川　流域治水シンポジウム

大崎地域を水害から守り、地域を持続的に発展させていくために、伝統的な水管理システムにより支えられてきた大崎耕土の歴史文化や生業を踏まえ、地域を“みず”から守る流域治水の実践について、住民や専門家を集め議論した。



昭和　平成　令和

昭和22年 カスリン台風
昭和23年 アイオン台風
昭和44年 8月洪水
昭和61年 8月洪水
平成13年 7月 多田川ブロック河川整備計画策定
平成14年 7月洪水
平成27年 関東・東北豪雨
渋井川災害関連事業 平成27年度～平成29年度
令和元年 令和元年東日本台風
流域治水への転換
大江川床上浸水対策特別緊急事業 平成28年度～令和3年度
渋井川大規模特定河川事業 令和元年～
令和3年 9月 多田川圏域河川整備計画 第1回変更
令和4年 7月洪水
多田川流域治水部会
令和4年10月（第1回）～令和6年11月（第5回）
令和5年 3月 鳴瀬川水系流域治水プロジェクト
鳴瀬川水系（多田川）緊急治水対策プロジェクト 令和4年度～令和8年度
江合・鳴瀬・吉田川流域治水シンポジウム（令和5年7月）
令和5年 11月 多田川圏域河川整備計画 第2回変更
令和6年 3月 鳴瀬川水系流域治水プロジェクト2.0
令和7年 1月 多田川流域における流域治水の推進に向けた準備会
令和7年 3月 多田川特定都市河川指定

大江川床上浸水対策特別緊急事業

平成27 年9 月 関東・東北豪雨で、大江川沿い床上浸水61 戸、床下浸水198 戸と甚大な被害が発生したため、捷水路未整備区間を早急に整備し、平成27年9月関東・東北豪雨と同規模の洪水に対し、床上浸水の解消を図った。



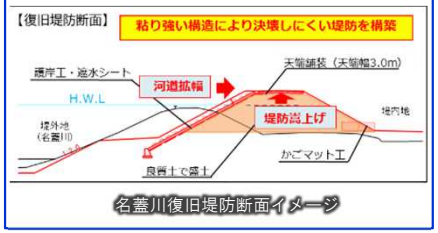
渋井川大規模特定河川事業（令和元年～）

平成27年関東・東北豪雨、令和元年東日本台風では、堤防決壊による甚大な浸水被害が発生したため、背水よる逆流を防止する水門整備、支川の合流部対策として、排水機場整備を実施し、同規模の洪水に対して浸水被害の解消を図る。



名蓋川災害復旧助成事業（令和4年～）

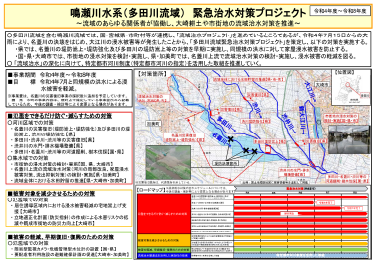
令和4年7月の大雨により、堤防決壊や越水による家屋や農地の浸水等甚大な被害が発生したことから、災害復旧助成事業により、河道拡幅や堤防嵩上げなど大規模な河川改修を実施するとともに、粘り強い構造による決壊しにくい堤防を構築する。



名蓋川復旧堤防断面イメージ

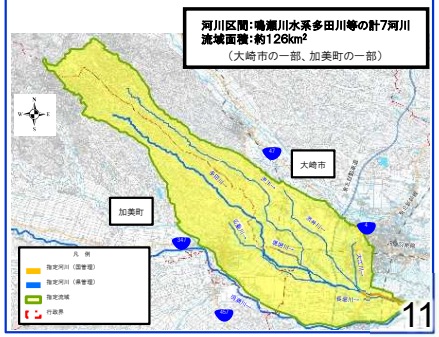
鳴瀬川水系（多田川）緊急治水対策プロジェクト

流域のあらゆる関係者が協働し、大崎耕土や市街地の流域治水対策を推進することをコンセプトに、令和4年7月洪水と同規模の洪水に対する浸水被害の軽減を目標に、緊急治水対策プロジェクトを策定した。



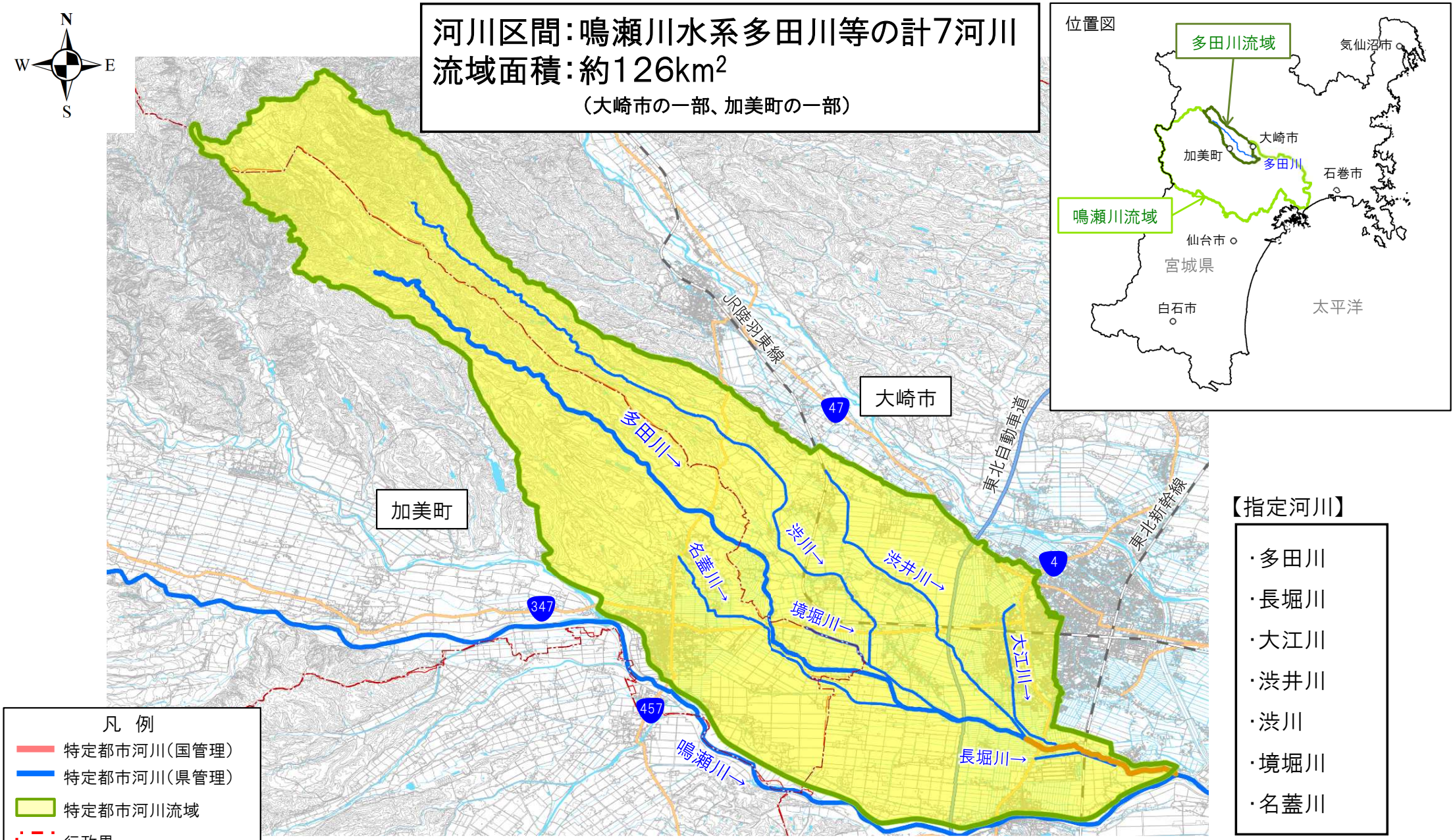
多田川特定都市河川指定

令和7年3月26日に、鳴瀬川水系多田川等計7河川を、特定都市河川に指定した。



（２）特定都市河川の指定

○ 鳴瀬川水系多田川等を特定都市河川に指定（令和7年3月26日）



【指定河川】

- 多田川
- 長堀川
- 大江川
- 渋井川
- 渋川
- 境堀川
- 名蓋川

（２）特定都市河川の指定

国土交通省告示第二百七号

○国土交通省告示第二百七号

特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年六月十一日法律第七十七号）第三条第一項及び第三項の規定により、別表のとおり特定都市河川を指定し、併せて次のとおり特定都市河川流域を指定するので、同条第十項並びに特定都市河川浸水被害対策法施行規則（平成十六年五月十四日国土交通省令第六十四号）第一条第一項及び第二項の規定に基づき、公示する。

令和七年三月二十六日

国土交通大臣　中野　洋昌

名称　多田川特定都市河川流域

区域　宮城県大崎市、加美町のうち、次の図面の赤色枠で囲まれた部分の区域

（図面省略）

その関係図面は、東北地方整備局及び北上川下流河川事務所に備え置いて縦覧に供する。

別表　多田川特定都市河川

名称	区間	
	上流端	下流端
多田川	別所沢の合流点	鳴瀬川への合流点
長堀川	大崎市三本木高柳字腕挽一六二番一地先の国道橋下流端	多田川への合流点
大江川	左岸　大崎市古川字青塚二番地先 右岸　大崎市古川字竹ノ内十一番一地先	多田川への合流点
渋井川	大崎市古川大崎字城下一九七番四地先の鉄道橋下流端	多田川への合流点
渋川	左岸　大崎市岩出山南沢字高野七番二地先 右岸　大崎市岩出山南沢字高野九番二地先	多田川への合流点
境堀川	大崎市古川新堀字南田一番地先の新堀江橋	渋川への合流点
名蓋川	左岸　加美郡加美町上狼塚字大堤東十三番地先 右岸　加美郡加美町菜切谷字大堤西一番二地先	多田川への合流点

（２）特定都市河川の指定

宮城県告示第百八十二号

宮城県公報

発　行
宮　城　県
（総務部県政情報・文書課）
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目８番１号
電話 022(211)2267
（毎週火、金曜日発行）

目　次

告　示
○特定都市河川流域における基準降雨（河川課）　一ページ

告　示

○宮城県告示第百八十二号

特定都市河川浸水被害対策法施行令（平成十六年政令第百六十八号）第九条第二項の規定により、令和七年国土交通省告示第二百七号（特定都市河川及び特定都市河川流域を指定する件）において指定された特定都市河川流域における基準降雨を次の表のとおり定める。

令和七年三月二十六日

宮城県知事　村　井　嘉　浩

降雨波形：中央集中型　　24時間総雨量　：　141.08mm
生起確率：10年に1度　　最大降雨強度（1時間）　：　49.90mm/hr
　　最大降雨強度（10分）　：　114.00mm/hr

時	分	降雨量 (mm/h)	時	分	降雨量 (mm/h)	時	分	降雨量 (mm/h)	時	分	降雨量 (mm/h)
0	0－10	1.61	6	0－10	2.81	12	0－10	60.16	18	0－10	2.72
	10－20	1.63		10－20	2.88		10－20	32.88		10－20	2.66
	20－30	1.64		20－30	2.95		20－30	23.03		20－30	2.60
	30－40	1.66		30－40	3.02		30－40	17.88		30－40	2.55
	40－50	1.68		40－50	3.10		40－50	14.70		40－50	2.50
	50－60	1.70		50－60	3.18		50－60	12.54		50－60	2.45
1	0－10	1.72	7	0－10	3.27	13	0－10	10.97	19	0－10	2.41
	10－20	1.74		10－20	3.36		10－20	9.77		10－20	2.36
	20－30	1.77		20－30	3.46		20－30	8.83		20－30	2.32
	30－40	1.79		30－40	3.57		30－40	8.06		30－40	2.28
	40－50	1.81		40－50	3.68		40－50	7.43		40－50	2.24
	50－60	1.83		50－60	3.80		50－60	6.90		50－60	2.21
2	0－10	1.86	8	0－10	3.94	14	0－10	6.45	20	0－10	2.17
	10－20	1.88		10－20	4.08		10－20	6.06		10－20	2.13
	20－30	1.91		20－30	4.24		20－30	5.72		20－30	2.10
	30－40	1.94		30－40	4.41		30－40	5.42		30－40	2.07
	40－50	1.96		40－50	4.59		40－50	5.15		40－50	2.04
	50－60	1.99		50－60	4.80		50－60	4.91		50－60	2.01
3	0－10	2.02	9	0－10	5.03	15	0－10	4.69	21	0－10	1.98
	10－20	2.05		10－20	5.28		10－20	4.50		10－20	1.95
	20－30	2.08		20－30	5.56		20－30	4.32		20－30	1.92
	30－40	2.12		30－40	5.88		30－40	4.16		30－40	1.90
	40－50	2.15		40－50	6.25		40－50	4.01		40－50	1.87
	50－60	2.19		50－60	6.67		50－60	3.87		50－60	1.85
4	0－10	2.22	10	0－10	7.16	16	0－10	3.74	22	0－10	1.82
	10－20	2.26		10－20	7.74		10－20	3.62		10－20	1.80
	20－30	2.30		20－30	8.43		20－30	3.51		20－30	1.78
	30－40	2.34		30－40	9.27		30－40	3.41		30－40	1.75
	40－50	2.39		40－50	10.33		40－50	3.31		40－50	1.73
	50－60	2.43		50－60	11.70		50－60	3.22		50－60	1.71
5	0－10	2.48	11	0－10	13.53	17	0－10	3.14	23	0－10	1.69
	10－20	2.53		10－20	16.13		10－20	3.06		10－20	1.67
	20－30	2.58		20－30	20.11		20－30	2.98		20－30	1.65
	30－40	2.63		30－40	27.03		30－40	2.91		30－40	1.63
	40－50	2.69		40－50	42.28		40－50	2.84		40－50	1.62
	50－60	2.75		50－60	114.00		50－60	2.78		50－60	1.60

３．計画の基本的事項（案）

（１）計画に定める事項

浸水被害対策の基本方針

計画期間

計画対象降雨
（都市浸水の発生を防ぐべき目標となる降雨）

都市浸水想定（現況の評価）

各種水害対策に関する事項

ハード・ソフト

河川管理者主体

・特定都市河川の整備
・河川管理者が行う雨水貯留浸透施設の整備 等

下水道管理者主体

・特定都市下水道の整備
・特定都市下水道のポンプ施設の操作 等

河川、下水道管理者以外の者が主体

・雨水貯留浸透施設の整備、その他雨水の一時的な貯留、又は地下への浸透、排水施設の整備　等
・雨水貯留浸透施設整備計画の認定に関する基本的事項 等

・都市浸水想定の区域における土地の利用
・貯留機能保全区域又は浸水被害防止区域の指定
・浸水被害の拡大を防止するための措置　等

（１）計画に定める事項

多田川流域水害対策計画では、特定都市河川浸水被害対策法の第4条2項にて定められている流域水害対策計画に定めるべき事項について、各種対策の目的や効果の明確化を図り、かつ流域治水の基本理念に則り、あらゆる関係者が連携した取組とするため、下表に示すとおり、法に記載されている事項を置き換えている。

目次構成

	多田川流域水害対策計画の章構成	特定都市河川浸水被害対策法の第4条2項に記載されている該当事項
第1章	特定都市河川流域の現状と課題	
第2章	特定都市河川流域における浸水被害対策の基本方針	一、二、三
第3章	都市浸水想定	四
第4章	特定都市河川流域における施設整備に関する事項	五、七、十四
第5章	特定都市河川流域における雨水貯留浸透施設整備に関する事項	六、八
第6章	雨水貯留浸透施設整備計画の認定に関する基本的事項	九
第7章	巧みな水管理と共に進化する浸水被害の防止を図るための措置に関する事項	
第8章	その他特定都市河川流域における既存施設の運用改善等による浸水被害の防止を図るための措置に関する事項	六、十、十四
第9章	貯留機能保全区域又は浸水被害防止区域の指定の方針	十二
第10章	都市浸水想定の区域における土地の利用に関する事項	十一
第11章	その他浸水被害・軽減及び浸水被害が発生した場合における被害の拡大を防止するための措置に関する事項	十三、十四
第12章	「大崎耕土」の巧みな水管理を維持する流域のサポート（案）	
第13章	浸水被害を最小化するための仕組み	十四

（２）浸水被害対策の基本的な考え方

- ○ 流域全体のあらゆる関係者が協働し、土地利用状況及び地形特性等を踏まえ、下記の4つの視点から流域一体で総合的かつ多層的な浸水被害対策を講じることにより、浸水被害の最小化を図る。
- ○ 浸水被害対策の推進にあたっては、目標外力に対するわかりやすい浸水被害軽減目標を設定。

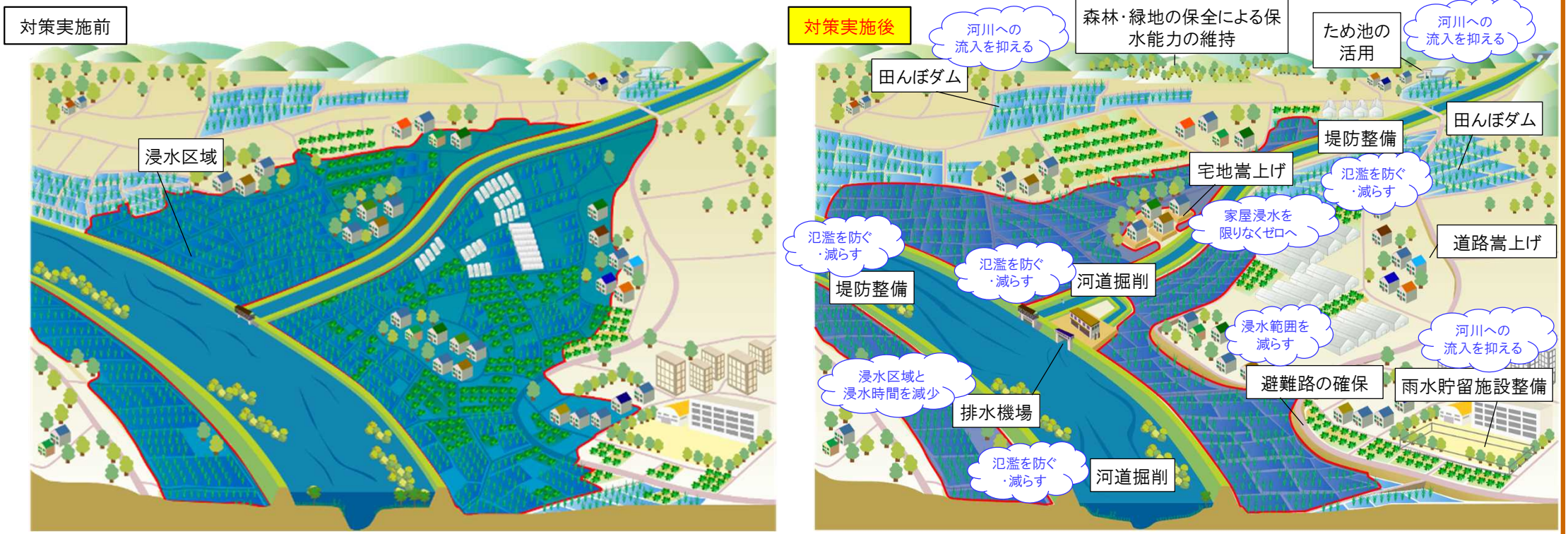
①氾濫をできるだけ防ぐ･減らすための対策
河道掘削、堤防整備、田んぼダム、ため池の活用、雨水貯留機能の拡大　等

②被害対象を減少させるための対策
リスクの低いエリアへ誘導/住まい方の工夫、浸水範囲を減らす（宅地嵩上げ、避難路の確保）　等

③被害の軽減･早期復旧･復興のための対策（ソフト対策）
氾濫水を早く排除する（排水機能の強化）、防災知識（マイ･タイムライン等）の普及･促進　等

④「大崎耕土」の巧みな水管理を維持する流域のサポート（案）
持続可能な「巧みな水管理」の体制構築･支援方策

浸水被害軽減目標（例） （吉田川･高城川の事例）	外水氾濫に対する家屋被害の防止（家屋浸水ゼロ）と農地浸水を早期に解消することを基本とし、あわせて、内水氾濫に対する家屋浸水を減らし、浸水時間の早期解消を目指す。



浸水被害対策のイメージ

（３）主な対策のイメージ

①氾濫をできるだけ防ぐ・減らす対策

○河川・下水道区域での対策
- 河道掘削、堤防整備、遊水地、排水路整備、堆積土砂撤去、取水堰改良　等

○集水域での対策
- 水田貯留（田んぼダム）、水路内貯留
- ため池の活用
- 雨水貯留施設の整備促進
- 排水機能の強化（施設増強、排水ポンプ車の有効活用）

等

○河道掘削・堤防整備

・近年の洪水を契機に、渋井川の水門・排水機場整備や名蓋川の河川改修を実施中。
・大江川の農業用取水堰改良を検討する。



渋井川水門（建設中）



築堤・河道拡幅工事の様子（名蓋川）



大江川の農業用取水堰（固定堰）

○水田貯留（田んぼダム）

・水田の排水口にパイプよりも小さな穴のついた調整板等を設置し、排水量を絞ることで水田に一時的に雨水を貯留し、水路への流出量を抑制する。
・宮城県では、令和３年６月に「宮城県田んぼダム実証コンソーシアム」を設立し、県内の田んぼダムの普及・啓発のために活動している。



田んぼダム



宮城県田んぼダム実証コンソーシアム

○雨水貯留施設の整備促進

・流域で雨水を貯留・浸透させるため、公共・民間による雨水貯留浸透施設の設置を推進する。



○排水機能の強化

・排水機場の施設能力向上を検討する。
・排水ポンプ車やパッケージポンプの有効活用を推進する。



排水ポンプ車



パッケージポンプ

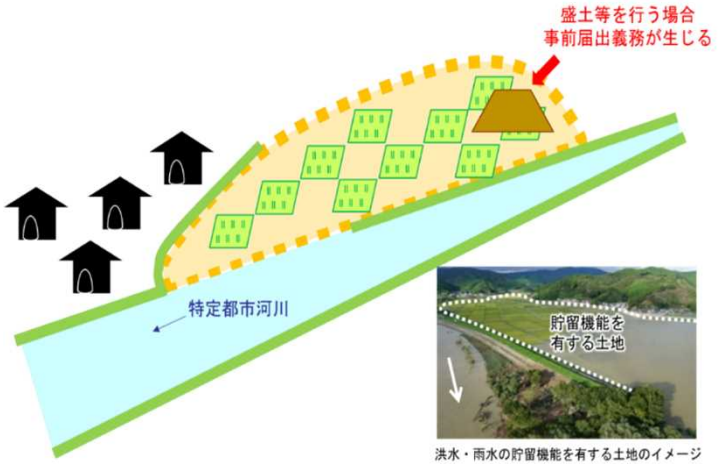
（３）主な対策のイメージ

②被害対象を減少させるための対策

○氾濫域での対策
・適正な土地利用への規制誘導
・土地利用・住まい方の工夫　（浸水被害軽減の宅地嵩上げ支援等）　等

○適正な土地利用の規制誘導

・洪水や雨水を一時的に貯留する機能を有する土地について、浸水拡大抑制の観点から、「貯留機能保全区域」の指定を検討する。
・災害リスク情報の提供等により、浸水想定地域等ハザードエリアにおける開発の抑制に努める。



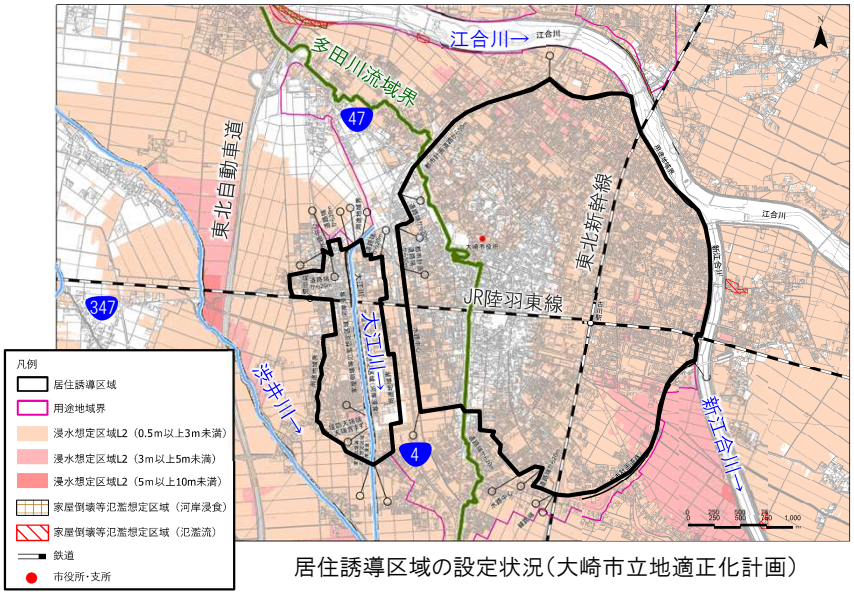
貯留機能保全区域のイメージ

貯留機能保全区域の指定による規制･効果等

貯留機能保全区域に指定されると、盛土や塀の設置等の貯留機能保全区域の機能を阻害する行為に対し**事前の届出が義務付け**られ、都道府県知事等は、届出に対し必要な**助言･勧告**をすることができる。

また、貯留機能保全区域として指定された土地に係る固定資産税及び都市計画税について、指定後3年間、課税標準を2／3～5／6の範囲内で市町村の条例で定める割合とする特例措置がある。

・立地適正化計画の作成により浸水想定地域等ハザードエリアを踏まえた居住の誘導を図る。
また、同計画における防災指針の作成により、水害リスクの低減や既成市街地の防災力向上を図る。
・災害リスク情報の提供等により、浸水想定地域等ハザードエリアにおける開発の抑制に努める。



居住誘導区域の設定状況（大崎市立地適正化計画）

○土地利用・住まい方の工夫
（浸水被害軽減の宅地嵩上げ支援）等

・浸水の実績区域や、浸水の想定される区域に現存する建築物に対し、嵩上げや高床化等の工事費用を助成する。



新築工事に伴う宅盤高の確保例



宅地嵩上げ例（吉田川流域：大崎市志田谷地地）

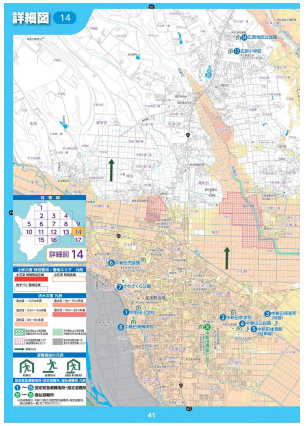
（３）主な対策のイメージ

③被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

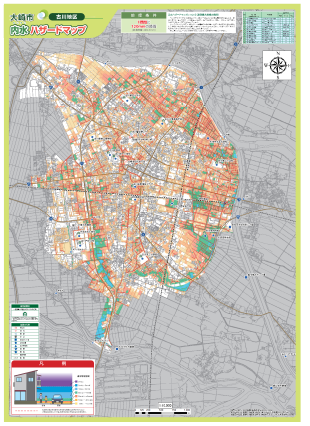
○氾濫域での対策
■リスクコミュニケーションの充実
・防災知識の普及・継承
・水害リスク空白域の解消
・ハザードマップ作成区域の拡大
・要配慮者施設避難確保計画の促進
・マイ・タイムライン普及促進
・河川防災情報システム等の充実
・流域市町村とのホットラインの強化
・簡易型河川監視カメラ等の設置
■グリーンインフラの推進　等

○災害リスク空白域の解消・ハザードマップ作成区域の拡大

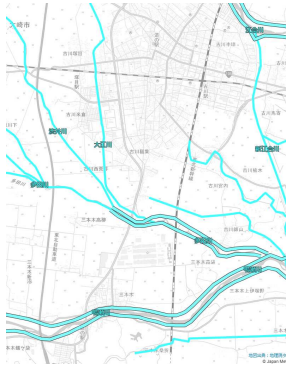
・水害リスク情報の空白域を解消するため、水防法の改正に伴い、内外水統合型水害リスクマップの作成、浸水想定区域図及びハザードマップの作成・公表対象を全ての一級河川および下水道に拡大し、水害リスク情報の更新に合わせて、随時最新情報への更新を図っていく。
・また、平時において水害リスクライン・キキクルを利用促進し、大雨時には水害の切迫を伝え、流域住民の適切な避難行動を促す。



加美町防災ハザードマップ（R4.12）



大崎市内水ハザードマップ（R4.6）


水害リスクライン・キキクルの表示例（気象庁ホームページ）

○防災知識の普及・啓発

・防災意識を高め、継承していくため、出前講座やシンポジウム、パンフレット等による啓発活動を行っていく。


出前講座の様子



江合・鳴瀬・吉田流域治水シンポジウム（R5.7）

○要配慮者施設避難確保計画の促進

・令和4年3月に全面改訂された「要配慮者利用施設における避難確保計画の作成・活用の手引き」に基づき、施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るための避難確保計画策定のための技術的な支援を行う。
　また、策定した避難確保計画に基づく避難訓練を実施し、災害に備えて避難の実効性を高める。



避難訓練の様子

○河川防災情報システム等の充実、簡易型河川カメラの設置

・限られた人員で効率的に水位監視を行い、危険に対し速やかな対応を行うため、遠隔監視能力の向上を図る。
　また、あらゆる関係者が管理する雨量・水位情報、施設操作情報（水門・樋門・樋管操作、排水ポンプ操作等）を、あらゆる関係者がリアルタイムで共有し、円滑な水防活動を行えるようにシステム開発並びに情報共有体制の構築を図る。

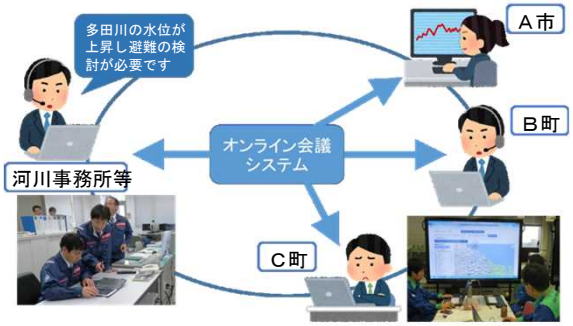




簡易型河川監視カメラ整備状況

○流域市町村とのホットラインの強化

・洪水予報・気象情報の提供に加えて、従来のホットラインによる速やかな避難指示等の判断支援を継続するとともに、Web会議システム等を活用して河川管理者や市町村等の流域関係者全員で河川やダムの状況を確認する等、災害情報・復旧活動等の情報共有の強化を図り、速やかな水防・復旧活動に努める。



オンライン会議システムを活用したホットラインの強化イメージ

（３）主な対策のイメージ

④「大崎耕土」の巧みな水管理を維持する流域のサポート（案）

持続的に流域治水を進めていくためには、防災・減災だけではなく、地域の発展に資する流域治水の実践によるシビックプライドを醸成し、誇りを持てる地域を形成していくことが重要である。

流域治水の持続性は、それを担うプレイヤーとその活動を理解し支援するサポーターが互いに融合することで初めて担保される。

広大な「大崎耕土」の中央に位置する多田川流域では、流域面積の半分が水田等の農地で占められ、「巧みな水管理」を実践してきた地域であることから、広大な水田等農耕地を活用したグリーンインフラの機能維持と回復が多田川流域における流域治水の推進にとって重要である。

よって、農業の持続的な発展に資する営農システムを支援する流域全体でのサポート方策及び支援体制等の強化について、本計画では、

①「農地そのものを守る対策」
②「農産物等の販売促進による対策」
③「農業分野の取り組みの定着と効果普及のための対策」

を3本の柱として、「大崎耕土」の巧みな水管理を維持する流域のサポート（案）を推進していく。

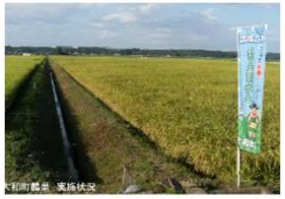


「大崎耕土」の巧みな水管理を維持する流域サポート（案）のイメージ

□農地そのものを守る対策

◆農林水産省等の補助事業の活用
- ・畦畔の嵩上げ
- ・排水路の整備・維持補修
- ・水はけ改良（地下排水整備）、等

◆交流人口の拡大
- ・地域おこし協力隊
- ・地元高校との連携、等


田んぼダム

□農産物等の販売促進による対策

◆地域の維持管理（次世代育成・高齢化対策、等）
- ・田んぼダム等、治水貢献農地へ販売利益を還元
- ・ふるさと納税を活用した農地支援
- ・グリーンボンド、クラウドファンディングの活用

◆加工品等のブランド化
- ・ロゴマークを活用した多田川ブランドの展開
- ・地産地消（学校給食・社員食堂等）の推進

◆イベント等を通じた流域治水の広報
- ・多田川流域治水ブースの出展
- ・多田川流域治水のロゴマーク作成
- ・巧みな水管理との連携（交流体験・ツーリズム体験を通じたPR活動）


道の駅での新米販売会

□農業分野の取り組みの定着と効果普及のための対策

◆小中学生等への学習機会の活用
- ・出前講座の実施
- ・共通の教材等の活用

◆メディアを通じた大崎耕土との連携アピール
- ・ポスター掲示、テレビCM、動画配信、等
（巧みな水管理・田んぼダム等）


出前講座